

## 国立大学法人群馬大学国内研究員派遣規程

	平成18. 2. 1	制定
改正	平成18. 6. 1	平成19. 4. 1
	平成19. 12. 1	平成20. 12. 1
	平成21. 6. 24	平成24. 5. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成29. 12. 1	平成31. 4. 1
	令和 2. 4. 1	令和 3. 4. 1
	令和 5. 4. 1	令和 6. 4. 1

### (目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の教員に対し、勤務場所を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、「国内研究員」とは、前条の定める目的により本学から他の国立大学法人（以下「受入先」という。）に派遣される教員をいう。

2 この規程において「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。

### (国内研究員の資格)

第3条 国内研究員になることのできる者は、教授、准教授、講師（常勤の者に限る。）及び助教とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限る。

### (研究期間)

第4条 国内研究員の研究期間は、おおむね3か月以上10か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、この期間を延長することができる。

### (国内研究員の申請)

第5条 教員は、国内研究員に申請する場合には、国内研究員申請書（別紙様式1）及び国内研究員調書（別紙様式2）を主担当を命ぜられた学部等の長に提出するものとする。

### (国内研究員候補者の決定)

第6条 学部等の長は、前条の申請があった場合には、審査の上、国内研究員候補者を決定し、学長の承認を得るものとする。

### (受入先への受入依頼)

第7条 学長は、国内研究員を承認したときは、受入先の長に対し、国内研究員受入依頼

書（別紙様式3）により受入れの依頼を行うものとする。

- 2 学長は、国内研究員について受入先の長の承認又は不承認があったときは、速やかに学部等の長を経由して、申請者にその旨を通知するものとする。

（研究方法）

第8条 国内研究員は、受入先の指導教員の指導の下に、研究に従事するものとする。

（経費の負担）

第9条 学部等は、受入先の定める国内研究員に係る研究料その他派遣に要する経費を負担するものとする。

- 2 国内研究員の研究内容等により、前項の研究料の額を増額する必要がある場合は、あらかじめ学部等の長と受入先が協議するものとする。

（研究の開始）

第10条 国内研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、国内研究員研究開始届（別紙様式4）を、学部等の長に提出しなければならない。

（研究の中断）

第11条 国内研究員は、研究を中断したときは、直ちにその理由を付して、学部等の長に申し出なければならない。

（研究の中止）

第12条 国内研究員は、研究期間中、研究を中止せざる得ない状況が生じたときは、直ちにその理由を付して、学部等の長に申し出なければならない。

- 2 学部等の長は、前項の申出により研究の中止を決定したときは、学長の承認を得るものとする。

- 3 学長は、研究の中止を承認したときは、その旨を受入先の長に通知するものとする。

（研究の終了）

第13条 国内研究員は、研究を終了したときは、速やかに国内研究員研究終了届（別紙様式5）及び国内研究員研究成果報告書（別紙様式6）を、学部等の長に提出しなければならない。

- 2 学部等の長は、前項の国内研究員研究終了届及び国内研究員研究成果報告書を受理したときは、速やかに学長に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日の前日から引き続き助手である者については、第3条の規定にかかわらず、国内研究員の資格を有する者とする。

附 則

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。